サービス管理責任者　研修体系の見直しにかかる経過措置について

2024.07.27　甲府市指導監査課

旧研修体系　※H30年度まで

① 実務要件を満たす

② 「サービス管理責任者研修」の修了

→ 見直し

研修体系　※H31年度から

① 実務要件を満たす

② 「**基礎研修**」の修了

③ 実務経験（OJT）

④ 「**実践研修**」の修了

⑤ 「**更新研修**」
※5年度ごとに更新

●H31年度から、
「**基礎研修**」「**実践研修**」「**更新研修**」に分け、
実践・更新研修については、一定の実務経験が要件となりました。

経過措置①

H31.4.1 ～ R4.3.31の間に
「②基礎研修」を終了した方は、
終了した日から３年を経過する日までの間、
サービス管理責任者とみなす

⇒ 上記みなし期間内に「④実践研修」を受講する必要があります

経過措置②

H31.3.31以前に
旧「サービス管理責任者研修」を終了した者は、
R6.3.31までサービス管理責任者とみなす

⇒ R6.3.31までに「⑤更新研修」を受講する必要があります

厚生労働省
「サービス管理責任者等研修制度について」